

質問に対する回答について

工事名) 常磐自動車道 R7いわき管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>切削オーバーレイ工HiMA(t=15 cm)において、既設のセメント安定処理路盤を7 cm分切削することになりますが、その7 cm分の廃材はコンクリート廃材になると思います。しかし、「特記仕様書P15 13. 建設副産物の処理方法に関する事項」には、コンクリート塊の記載がないため、すべてアスファルト切削廃材として処分すると認識してよろしいでしょうかご教示ください。</p>	<p>セメント安定処理路盤の7cm分はコンクリート塊として処分することになります。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に誤りがありましたので後日訂正公告を行います。</p>
2	<p>昼夜連続規制での切削オーバーレイ工の作業について、夜間の供用車線との段差は何cmまで認めていただけるのでしょうか。</p>	<p>夜間の供用車線との段差は10 cmまでとお考えください。</p>
3	<p>「特記仕様書P25 20-6-2 材料 (1)床版防水工 C1」に、3-6「性能照査(グレードI)」と記載ありますが、3-6 は検査であり、3-5 と思われかもしれませんがご確認をお願いします。また、「20-6-3 施工 (1)床版防水工」に、Ⅲ-3-7 と記載ありますが、これは記録であり、Ⅲ-3-4 の施工と思われかもしれませんがご確認をお願いします。</p>	<p>特記仕様「20-6-2 材料(1)床版防水工 C1」に示す舗装施工管理要領の規定はⅢ-3-2「要求性能(グレードI)」、Ⅲ-3-3「性能照査(グレードI)」となります。また、「20-6-3 施工」に示す舗装施工管理要領の規定はⅢ-3-4「施工」となります。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に誤りがありましたので後日訂正公告を行います。</p>
4	<p>「特記仕様書P29 20-10-1 種別」の表中の、車線規制(昼夜連続)L×N×M(常磐道)の作業可能時間について、規制初日 7:30~15:30、中日の昼 7:30~15:30 最終日 7:30~15:30 と考えればよろしいのでしょうか?それとも、中日の作業時間は規制の設置と撤去がないため、作業時間が変わりますか。</p>	<p>特記仕様書「20-10-1 種別」に示す交通規制工 車線規制(昼夜連続)L×N×M×J(常磐道)に示す時間は、規制初日と終了日の規制時間及び規制可能時間を示しており、昼夜連続車線規制を実施中の中日の施工可能時間は、日の出~日の入となります。</p>

5	<p>残アスファルト合材等の取り除きに使用するバックホウの回送費用について、舗装修繕工事機械現場内移動費の内訳に記載がありません。ご確認をお願い致します。</p>	<p>残アスファルト合材等の取り除き費に使用するバックホウの現場内移動費が未計上でありました。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に誤りがありましたので後日訂正公告を行います。</p>
6	<p>設計図70/88 詳細図(17) の数量表に、室原橋の記載がありますが、平面図にはありません。</p> <p>また、田尻川橋の延長や基礎コンクリートの合計数量が平面図の数量と異なっています。正しい記載に修正をお願いします。</p>	<p>設計図 70/88 詳細図(17)に示す数量表について、室原橋は車線区分柵設置工の施工はありません。</p> <p>また、田尻川橋は設置延長：43.0m、基礎コンクリート床版部：0.119m<sup>3</sup>、踏掛版部：0.072m<sup>3</sup>、合計：0.191m<sup>3</sup>となります。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に誤りがありましたので後日訂正公告を行います。</p>
7	<p>「特記仕様書P41 20-17-7 支払い (4)」に、基礎コンクリートの施工について、既設舗装等の撤去に関する費用について記載がありませんが、撤去は別業者でしょうか。それとも、既設舗装の切断から撤去、廃材の運搬処分等撤去に関する費用も含むと考えて費用を計上すべきでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>「車線区分柵設置工 基礎コンクリート」には、既設舗装の切断から撤去、廃材の運搬処分等撤去に関する費用までを含みます。</p> <p>なお、上記については公告図書の一部に誤りがありましたので後日訂正公告を行います。</p>